別紙様式第二号第5及び第6記載上の注意3中「別表5」を「別表3」に改め、同記載上の注意中6を削り、7を6とし、8から12までを7から11までとし、同記載上の注意13中「平成24年9月末」を「平成25年9月末」に改め、同記載上の注意中13を12とする。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（以下「新令」という。）第十一条第一号の規定は、平成二十四年四月一日以後の各期間に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の規定による報告について適用し、同日前の各期間に係る同項の規定による報告については、なお従前の例による。

3　新令別紙様式第一号及び第二号は、平成二十四年四月一日以後の各期間に係る法第七条第一項の規定による説明書類の作成（同条第二項の規定による電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）の作成を含む。以下同じ。）及び法第八条第一項の規定による報告について適用し、同日前の各期間に係る法第七条第一項の規定による説明書類の作成及び法第八条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

○内閣府令・経済産業省令第二号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九十七号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　枝野　幸男

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「第29条」を「第28条」に改める。

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府・経済産業省令第三号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、特別自由貿易地域活性化計画に関する命令を廃止する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　枝野　幸男

特別自由貿易地域活性化計画に関する命令を廃止する命令

特別自由貿易地域活性化計画に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第三号）は、廃止する。

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府・経済産業省令第四号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の規定に基づき、自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　枝野　幸男

自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令

自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令

第一条を削り、第二条の見出し中「申請書」を「事業認定に係る申請書」に改め、同条第一項第三号中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（倉庫の規模、構造及び設備）

第二条　沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条の二第七号の主務省令で定める規模は、地上階数が二以上で、かつ、床面積の合計が三千平方メートル以上のものとする。

2　令第四条の二第七号の主務省令で定める構造は、次の各号に該当するものとする。

一　貨物自動車の停車場を有する構造

二　貨物自動車の荷台と同じ高さの段差を有する構造、貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを行う車両用の車路を有する構造その他貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うための段差を有する構造

三　上階に通ずる貨物自動車用の車路を有する構造又は物資の運搬に供するエレベーターを有する構造

四　耐火性能及び耐震性能を有する構造

五　仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造

3　令第四条の二第七号の主務省令で定める設備は、前項第二号に規定する段差と一体的に設置される設備であって貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うためのものとする。

第三条第一項中「沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第二十一条第二項」を「第二十一条第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第一号及び第二号中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「製造業、倉庫業又はこん包業」を「特定国際物流拠点事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（円滑かつ効率的な物資の取扱いに資する施設又は設備）

第四条の二　令第二十一条第二項第三号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

一　国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の保管、検査及び荷造りのための施設又は設備であって、国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたもの

二　国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の売買契約（当該物資の販売に係るものに限る。）の申込みの受付及び当該契約の締結を行うための施設又は設備であって、国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたもの